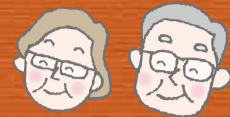


国民年金のお知らせ



問合せ先

- 【免除等】市役所医療年金課年金担当（☎31-4532）
 【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-05-1165）
 【申請書の郵送等】日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課
 （☎61-6000、61-6001、61-6002 ※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください）

ご不明な点や手続きについて、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。



7月1日(木)から、21(令和3)年度 国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けを開始します

納付が経済的に困難な場合、申請により承認されると保険料の納付が免除・猶予となる制度です。

区分	21(令和3)年度保険料月額	免除基準となる前年所得額※
納付(免除なし)	1万6,610円	—
1/4免除	1万2,460円	168万円+各種所定控除
半額免除	8,310円	128万円+各種所定控除
3/4免除	4,150円	88万円+各種所定控除
全額免除・猶予	0円	67万円

※単身世帯の場合の目安となる所得限度額です。世帯状況や社会保険料控除額等により審査されます。

【所得基準】

- 本人・配偶者・世帯主の申請年度の前年所得が一定額以下であること
 ●免除の所得基準額の改正により、今年度から、従来の未婚のひとり親・寡夫に該当する方は、所得限度額が広がります(135万円)。これまで全額免除にならなかった場合でも対象になる場合があります。
 ●失業等を理由とする場合は、該当する方の所得基準が無くなります。

【申請対象期間】

- 免除や納付猶予申請での「年度」とは、7月から翌年6月までです。
 21(令和3)年度分は、21(令和3)年7月分から22(令和4)年6月分までが申請対象期間となっています。
 過去期間は、申請受理日から2年1カ月前までの未納である期間を申請することができます。
 ※学生の方は、学生納付特例制度の利用となります(4月から申請受付開始)。
 ※免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

【必要なもの】

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 年金手帳など基礎年金番号の分かるもの
- 退職(失業)を理由とする場合は離職書類(「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」、共済加入の方は「組合員資格喪失証明書」など)

【手続き先】

住民票のある市区町村役場または年金事務所
 ※郵送での申請も可能です。申請書の送付をご希望の場合はお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、次に該当する場合、申請により臨時特例免除となります。

■対象者

- 次の(1)および(2)のいずれも満たす方
 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少
 収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて収入が減少したこと
 (2) 所得が相当程度まで下がっている
 20(令和2)年2月以降の所得状況からみて、所得見込額が免除基準相当になること

※連帯納付義務者(配偶者・世帯主)の所得も免除等の審査に影響します。
 ※申請するときは、所得見込額の申し立てが必要です。

■対象期間

20(令和2)年2月分以降の未納になっている期間。

年金受給の相談は、来訪予約をご利用ください

ご予約いただくと、お客様の都合に合わせて、スムーズに相談できます。希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。

【年金額や記録、各種年金請求】

日本年金機構 予約受付専用電話(☎0570-05-4890)

【障害基礎年金の相談・請求】

市役所医療年金課年金担当(☎31-4532)

「くしろ男女いきいき参画表彰」の推薦を受け付けします

女性の活躍の促進、子育てしやすい環境の充実、女性のチカラ(感性や視点等)を生かした地域の活性化等、男女平等参画の推進に関わる活動に取り組んでいる個人、企業、団体・グループおよびそれらの活動を支援している企業、団体・グループを推薦してください。

募集の対象

釧路市内に在住(在勤)、または主に市内でおおむね2年以上活動している次のような個人、企業、団体・グループとします(過去に、国や北海道で同一の功績で表彰等を受けた方は対象となりません)。

- ①起業や地域活動等にチャレンジしている女性や女性団体・グループ
- ②新たな分野に挑戦し、その領域を開くなど、先駆的な活躍をしている個人、企業、団体・グループ
- ③子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる個人、団体・グループ
- ④上記の活動に対して積極的に支援を行い、男女平等参画社会に寄与していると認められる企業、団体・グループ

推薦方法

- 提出書類 ①くしろ男女いきいき参画表彰推薦書(市ホームページからダウンロード、または市役所1階市政情報コーナー、各行政センター、各支所、男女平等参画センターふらっと、各コミュニティセンターに設置)
 ②推薦のポイントとなる活動の内容が具体的に分かる資料
- 推薦方法 7月1日(木)~8月2日(月)(必着)に直接または郵送で市役所2階市民協働推進課(〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4504)へ

